

「新型コロナウイルス」の影響による指定期間の職権延長についての公告

韓国国内外において「新型コロナウイルス」の拡散などにより、特許・実用新案・デザイン・商標に関し手続きを取る出願人などが、関連法令に基づいて特許庁長などが指定する期限を遵守できない恐れがあり、【添付】において列挙した指定期間が2020年3月31日から2020年4月29日までの期間内に満了する場合には、「特許法」第15条第2項（「実用新案法」第3条に基づき準用される場合を含む。）、「デザイン保護法」第17条第2項、「商標法」第17条第2項に基づき、その期間の満了日を2020年4月30日まで職権により延長します。

2020年3月30日

特許庁長

特許審判院長

【参考事項】

1. 特許法などで定める法定期間、当事者間での紛争発生の恐れがある期間などは今回の職権による延長の対象から除外されました。特許などに関する手続きを取る期間について職権により延長された期間を【添付】の目録から必ず確認をしてください。
2. 期間が延長されたとしても指定期間内に意見書・補正書などの提出があれば、期間短縮の申請をしなくても不必要な期間の遅延を防止するために、特許などに関する手続きが進行されることもあります。

[特許・実用新案]

1. 特許法施行令第10条、実用新案法施行令第6条、特許・実用新案の審査事務取扱規定第60条に基づく優先審査申請書の補完要求に対する補完期間
2. 特許法施行規則第16条、実用新案法施行規則第17条で準用する特許法施行規則第16条、特許・実用新案の審査事務取扱規定第23条に基づく指定期間の延長承認（特許庁長、特許審判院長、審査官により承認される期間に限る。）に対する意見書（疎明書）の提出期間
3. 特許法施行規則第25条、実用新案法施行規則第17条で準用する特許法施行規則第25条に基づく優先証明書類の韓国語翻訳文の提出要求に対する韓国語翻訳文の提出期間
4. 特許法施行規則第46条、実用新案法施行規則第17条で準用する特許法施行規則第46条に基づく先出願国の審査結果に対する韓国語翻訳文の提出命令に対する韓国語翻訳文の提出期間
5. 特許法第36条、実用新案法第7条に基づく協議要求に対する申告期間
6. 特許法第63条、実用新案法第14条に基づく拒絶理由（最終拒絶理由通知を含む。）通知に対する意見書の提出期間
7. 特許法第63条の3、実用新案法第15条で準用する特許法第63条の3に基づく外国の審査結果の提出命令に対する意見書などの提出期間
8. 特許法第93条で準用する特許法第63条、実用新案法第22条の6で準用する実用新案法第14条に基づく拒絶理由通知に対する意見書の提出期間
9. 特許法第211条、実用新案法第41条で準用する特許法第211条の国際調査報告書などに記載された文献の提出命令に対する文献写本の提出期間
10. 特許法第222条、実用新案法第44条で準用する特許法第222条に基づく書類などの提出要請（審査参考資料の提出要請）に対する書類など（審査参考資料）の提出期間
11. 特許法第58条、実用新案法第15条で準用する特許法第58条、特許・実用新案の審査事務取扱規定第71条および第71条の2に基づく審査意見に対する問い合わせの意見書など副本の送達に対する意見書などの提出期間
12. 旧特許法（法律第7871号、2006. 3. 3.、一部改訂前）第70条、旧実用新案法（法律第7872号、2006. 3. 3. 全部改訂前）第48条で準用する旧特許法第70条に基づく異議申請書副本の送達に対する答弁書の提出期間
13. 旧特許法（法律第7871号、2006. 3. 3.、一部改訂前）第52条、旧実用新案法（法律第7872号、2006. 3. 3.、全部改訂前）第16条および特許・実用新案の審査事務取扱規定第22条、第25条に基づく分割出願不認定予告通知に対する意見書の提出期間
14. 特許法第195条に基づく補正命令に対する補正書の提出期間
15. 特許法施行規則第106条の29に基づく国際予備審査請求に関する手続きの補正命令に対する補正書の提出期間

[商標]

16. 商標権第35条、商標デザインの審査事務取扱規定第33条の2、国際商標登録出願の審査事務取扱規定第20条の1に基づく協議要求に対する申告期間
17. 商標法第44条、商標デザインの審査事務取扱規定第32条に基づく変更出願不認定予告通知に対する意見（答弁、疎明）書の提出期間
18. 商標法第45条、商標デザインの審査事務取扱規定第32条に基づく分割出願不認定予告通知に対する意見（答弁、疎明）書の提出期間
19. 商標法第46条、商標デザインの審査事務取扱規定第32条に基づく条約による優先権主張不認定予告通知に対する意見（答弁、疎明）書の提出期間
20. 商標法第47条、商標デザインの審査事務取扱規定第32条に基づく出願時の特例不認定予告通知に対する意見（答弁、疎明）書の提出期間
21. 商標法第55条、商標法施行規則第50条に基づく拒絶理由通知に対する意見書の提出期間（商標法第180条の国際商標登録出願に対する仮拒絶通知意見書の提出期間は除外する。）
22. 商標法第56条に基づく書類などの提出要請（審査参考資料の提出要請）に対する書類など（審査参考資料）の提出期間
23. 商標法第66条、商標デザインの審査事務取扱規定第57条に基づく異議申請書副本の通知に対する答弁書の提出期間
24. 商標法第66条、国際商標登録出願の審査事務取扱規定第24条に基づく異議申請による仮拒絶通知（PROVISIONAL REFUSAL BASED ON AN OPPOSITION）に対する意見書の提出期間
25. 商標法第205条、商標デザインの審査事務取扱規定第41条に基づく国際登録消滅後の商標登録出願の特例不認定予告通知（再出願不認定予告通知）に対する意見（答弁、疎明）書の提出期間
26. 商標法施行令第13条、商標デザインの審査事務取扱規定第44条に基づく優先審査申請書の補完要求に対する補完期間
27. 商標デザインの審査事務取扱規定第31条に基づく審査再開通知に対する補正書の提出期間
28. 商標デザインの審査事務取扱規定第37条に基づく拒絶予告通知に対する補正書の提出期間
29. 商標法第17条、商標デザインの審査事務取扱規定第13条に基づく指定期間の延長承認（特許庁長、特許審判院長、審査官により承認された期間に限る。）に対する意見書（疎明書）の提出期間
30. 商標法第37条に基づく補完命令に対する手続き補完書の提出期間

[デザイン]

31. デザイン保護法第46条、商標デザインの審査事務取扱規定第13条、国際デザイン登録出願の審査事務取扱規定第22条に基づく協議要求に対する申告期間
32. デザイン保護法第51条、商標デザインの審査事務取扱規定第71条、国際デザイン登録出願の審査事務取扱規定第26条に基づく条約による優先権主張不認定予告通知に対する意見（答

弁、疎明)書の提出期間

33. デザイン保護法第36条、商標デザインの審査事務取扱規定第71条、国際デザイン登録出願の審査事務取扱規定第26条に基づく新規性の不認定予告通知に対する意見(答弁、疎明)書の提出期間
34. デザイン保護法第63条、商標デザインの審査事務取扱規定第13条、国際デザイン登録出願の審査事務取扱規定22条に基づく拒絶理由通知に対する意見書の提出期間
35. デザイン保護法施行令第7条、商標デザインの審査事務取扱規定第44条、国際デザイン登録出願の審査事務取扱規定第46条に基づく優先審査申請書の補完要求に対する補完期間
36. デザイン保護法第50条、商標デザインの審査事務取扱規定第71条、国際デザイン登録出願の審査事務取扱規定第26条に基づく分割出願の不認定予告通知に対する意見(答弁、疎明)書の提出期間
37. デザイン保護法第68条、商標デザインの審査事務取扱規定第91条、国際デザイン登録出願の審査事務取扱規定第36条に基づくデザイン一部審査登録の異議申請書副本の通知に対する答弁書の提出期間
38. デザイン保護法施行規則第47条に基づく優先権主張の証明書類に対する韓国語翻訳文の提出要求に対する韓国翻訳文の提出期間
39. デザイン保護法施行規則第29条、商標デザインの審査事務取扱規定第13条、国際デザイン登録出願の審査事務取扱規定第22条に基づく指定期間の延長承認(特許庁長、特許審判院長、審査官により承認された期間に限る。)に対する意見書(疎明書)の提出期間
40. デザイン保護法第213条に基づく書類などの提出要請(審査参考資料の提出要請)に対する書類など(審査参考資料)の提出期間
41. デザイン保護法第38条に基づく補完命令に対する手続き補完書の提出期間

#### [審判]

42. 特許審判院長が民事訴訟規則第109条を準用して審判請求書(取消申請書)又は、その中間書類の書誌事項(翻訳文未提出を含む。)を補充するよう通知した補充要求書で定めた期日
43. 特許審判院長が産業財産権の審判費用額決定に関する告示第5条に基づき請求人が提出した費用計算書に対し意見書(疎明書)を提出するように被請求人に通知した催告書で定めた期日
44. 特許審判院長が産業財産権の審判費用額決定に関する告示第5条に基づき被請求人が催告書に対し作成した意見書(疎明書)に対する意見を提出するように請求人に通知した「催告書」に対する意見書副本の送達書」で定めた期日

#### [その他]

45. 特許法第22条第5項、実用新案法第3条に基づき準用される特許法第22条、デザイン保護法第24条第4項、商標法第24条第4項に基づき中断された手続きの承継を命ずる手続き承継命令(特許庁長が手続きの承継を命ずる場合に限る。)で定めた(承継申請)期間

46. 特許庁長又は特許審判院長が特許法第46条、特許法第203条第3項、実用新案法第11条で準用する特許法第46条、デザイン保護法第47条、商標法第39条に基づき通知した補正命令に対する補正書（意見書）の提出期間
47. 特許庁長又は特許審判院長が特許法施行規則第11条、実用新案法施行規則第17条で準用する特許法施行規則第11条、デザイン保護法施行規則第24条、商標法施行規則第25条に基づき不適法な出願書類などの返却の理由を通知する返却理由通知に対する疎明期間

(以上)